

島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

平成20年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項を準用する第291条の6第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項を準用する第291条の6第1項及び同条第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成20年9月5日

島根県後期高齢者医療広域連合  
選挙管理委員会委員長

来海 弘明



第74条第1項、第75条第1項を準用する第291条の6第1項に  
規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数 11,970人

第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第  
1項を準用する第291条の6第1項及び同条第2項に規定する  
請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて  
得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 166,416人